

# 令和7年度 松山市立久米小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月8日改訂

## 【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、人として決して許されない行為である。「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、久米小学校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止のための対策を行う。また、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく継続して、未然防止、早期発見、早期対応に向けて取り組む。

## 【久米っ子生活対策委員会】

### 【校内】

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・学級担任等

### 【家庭地域等】

公民館・PTA・主任児童委員・青少年育成支援委員・スポーツ少年団等

### 【外部専門家】

スクールカウンセラー  
弁護士  
松山南警察署

## 【関係機関】

松山市教育委員会  
福祉総合支援センター  
こども家庭センター  
医療機関  
法務局  
愛媛大学等

## 【いじめ防止】

- ① 特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップの下、全教職員が協力した指導体制を確立する。
- ② 「松山市いじめ対応アクションプラン」を活用した校内研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図るとともに、中核市研修（生徒指導）、生徒指導連絡協議会への参加等を通して、対応力や指導力の向上に努める。
- ③ 人権・同和教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にしている指導に努める。各教科の年間指導計画に、必要に応じていじめ防止の視点を盛り込む。
- ④ 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる道徳教育の充実を図る。
- ⑤ 互いのことを認め合い、心のつながりを感じることのできる学級経営、学年経営、学校経営の充実を図る。
- ⑥ 児童会活動において、「まつやま・いじめ0の日」の活動について話し合い、児童が主体的に取り組む活動を計画する。松山市内小中学校による「子どもから広がるいじめ0ミーティング」に参加し、他校との交流を図り、児童自らが自校のいじめ問題に積極的に取り組む姿勢を養う。
- ⑦ 家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会（久米っ子生活対策委員会）を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- ⑧ 年度初めには、松山市立久米小学校いじめ防止基本方針を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。

## 【いじめ防止対策年間計画】

一 学 期	生徒指導部会 年⑩回	久米っ子生活対策委員会 含保護者地域等 年②回	久米地区健全育成連絡会(年⑥回) 小委員会③回 本会③回	①くめよいこの生活について(生活指導)	教育相談週間 年③回	くめよいこ生活アンケート⑪回 (含いじめ調査)	まつやま・いじめ0の日の充実	なかよし班活動の充実	人権・同和教育、道徳教育の充実	
				・生徒指導に関する校内研修						②いじめに関する校内研修
				・松山市いじめ対応アクションプランを活用した校内研修 ・教育相談→個別懇談						・人権参観日、人権集会 ・教育相談→個別懇談 ・いじめ防止啓発動画の作成
二 学 期				③生徒指導に関する校内研修						
三 学 期				・携帯・ゲーム機器に関する安全教育 ・教育相談→個別懇談 ・指導の事実・経過の記録						

## 【早期発見】

- ① 児童の些細な変化に気付いた場合、いつでも情報を共有・蓄積できる工夫をする。(学年会、生徒指導部会、職員会議の有効活用)
- ② 定期的にいじめに関するアンケート(くめよいこ生活アンケート)を実施するとともに、学期に1回の教育相談週間の活用によって、さらにきめ細かな実態把握に努める。
- ③ スクールカウンセラーや関係機関などの専門家のアドバイスを受けながら、児童の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を確立する。
- ④ 相談機関等の通知  
学校以外の相談窓口(「松山市こども家庭センター こども相談課」等)について、周知する。  
保護者の要望に応じて関係諸機関等の資料提供を行う。

## 【いじめに対する措置(対応)】※重大事態を含む

- ① いじめへの初期対応(発見・相談を受けた場合)  
いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階からの確に関わりをもつことが必要である。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく保護者に伝え、連携しながら対応する体制を整える。
- ② 組織的に対応  
教職員は一人では抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- ③ いじめられた児童への支援及びその保護者への助言  
いじめられている児童から、事実関係の聴取を複数で行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り抜くための対応を行う。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。指導、解決後も一定期間は家庭に連絡を入れてフォローする。
- ④ 加害児童への指導、保護者への助言  
いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を複数で行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会との連携の上、保護者の理解を得た上で、特別の指導計画(出席停止も含めた上で立てる)等、警察等との連携を含め毅然とした対応を行う。
- ⑤ いじめ事実調査  
いじめ事実調査を実施し、その結果から聞き取り調査の絞り込みを行う。
- ⑥ 集団への働きかけと継続的な指導  
「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。集団に対していじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ⑦ ネット上でのいじめへの対応  
教職員研修、保護者への啓発、児童への指導の機会を適切に設けることが未然防止につながる。インターネット上の不適切な書き込み、静止画、動画などの投稿等については、松山南警察署に連絡するとともに、直ちに削除する措置をとる。
- ⑧ 警察との連携  
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められた時は松山南警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに松山南警察署に相談し適切に援助を求める。インターネットに関する相談についても、松山南警察署と連携して対応する。
- ⑨ 重大事態への対処  
学校はいじめの重大事態であると判断した場合、上記①～⑧の対応をするとともに教育委員会に報告の上、学校に組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

## 【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気付きましょう。</li><li>○ 子どもの様子に異変を感じたら、迷わず学校に相談しましょう。</li><li>○ 子どもの頑張りをしっかり認めて褒め、いけないときにははっきりと叱りましょう。</li><li>○ いじめは、許されない行為であることを発達段階に応じて話をして聞かせましょう。</li></ul>
地域に求めること	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域の子どもたちに積極的な挨拶と声掛けをしましょう。</li><li>○ いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡しましょう。</li><li>○ 地域や学校の行事には積極的に参加しましょう。</li></ul>